

勤労ふじさわ



発行：藤沢市産業労働課 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所本庁舎8階 ☎0466-50-8222

URL:<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/shushoku/sodan/kinro.html>

本紙のデザインはJOBチャレふじさわ（障がい者就労の場）で行っています。

毎年9月は障がい者雇用支援月間です！

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合以上の障がい者を雇うことを義務付けています。民間企業の法定雇用率は**2.3%**で、43.5人以上の従業員を雇用する事業主は、1人以上の障がい者雇用が求められています。また、令和6年4月以降、民間企業の法定雇用率は段階的に引き上げられ、対象事業主の範囲も広がります。

	令和5年度(現行)	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

積極的な障がい者雇用に向け、引き続きみなさまのご理解とご協力をお願いします。

<障がい者雇用に関する助成金>

国や神奈川県では、障がい者を雇用したとき等に助成金が支給される制度や税制上の優遇措置を実施しています。詳細は神奈川県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/cnt/f6949/p865752.html>



<障がい者雇用に関する主な相談機関>

●雇用に関する相談など

ハローワーク藤沢（雇用指導官）

TEL:0466-23-8609（33#）

神奈川障害者職業センター TEL:042-745-3131

●障がい特性に応じた仕事の割り当てのアドバイスなど

湘南地域就労援助センター

TEL:0466-30-1077

中小企業向け障がい者雇用セミナーを開催します



障がい者雇用を進める企業の雇用のきっかけや、課題を解決するための取り組みなどについて、グループワークを通じて一緒に考えてみませんか。

日時：2023年10月6日（金）午前10時～11時30分 定員：20人（先着順）

場所：藤沢市役所本庁舎8階8-1、8-2会議

申し込み期限：9月29日（金）まで

詳細は市ホームページ

(<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/syougai/sokushintorikumi.html>) をご覧ください。

Eメールの件名を「中小企業セミナー申込」とし、企業名・所属・氏名・電話番号・Eメールアドレス、障がい者雇用に関する悩みや疑問を書いて、湘南障害者就業・生活支援センター（syonan@denkikanagawa.or.jp）へ申し込みください。



外国人労働者支援チーム 「ワーカーズ・コンシェルジュ」が設置されました

令和5年6月9日に、国の特定技能制度※に係る在留資格「**特定技能2号**」について、対象分野を拡大する閣議決定がされたことを背景に、今後、日本に長期に在留する外国人の増加が想定されます。そこで、**神奈川県に在住する全ての外国人労働者が安心して働き、生活できる環境を整えること**によって、企業における労働力不足の改善を図るため、**外国人労働者支援チーム「ワーカーズ・コンシェルジュ」**が設置されました。

外国人材を雇用したい企業からのご相談や、外国人労働者やその家族からのご相談をお受けします。

※生産性向上や国内人材確保のための取り組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、**一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組み**を構築するために創設された制度。特定技能は外国人向けの在留資格で、「**特定技能1号**」「**特定技能2号**」の2種類の在留資格があります。

問い合わせ

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課

電話：045-210-5739

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/prs/r0570783.html>



確かめよう



労働条件

働いている方も事業者・労務管理担当者の方も過重労働・解雇・賃金不払残業・ハラスメント等の労働条件や職場環境のことを確認していますか？

ポータルサイトや電話相談で労働条件について確認しましょう

①労働条件ポータルサイト

(1) 働いている方向け

労働条件に関する法律をクイズやアニメ、マンガを通して学習できる他、LINEでも相談ができます



詳しくはこちら

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

(2) 事業者・労務管理担当の方向け

- ・WEB診断
労働条件や就労環境を3ステップで診断できます
- ・36協定届等作成支援ツール
そのまま出せる36協定届等を作成できます
- ・就業規則作成支援ツール
そのまま出せる就業規則を作成できます

②労働条件「ほっとライン」

労働条件をめぐる悩みや不安・疑問などを相談できます！

電話：0120-811-610

相談対応時間：月～金 午後5時～午後10時、土日祝日 午前9時～午後9時

外国人労働者向け相談ダイヤルもございます

詳しくはこちら <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>



女性活躍推進の取り組みを始めてみませんか？

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、2016年4月に女性の活躍推進に関する責務等を定めた「**女性活躍推進法**」が施行され、国を挙げて集中的かつ計画的に女性の職業生活における活躍を推進しています。**国による各種支援、認定制度による優遇措置等がある**ので、この機会に女性活躍推進の取り組みを検討してみましょう。

●えるぼし認定について

「**えるぼし認定**」とは、**女性活躍推進法**に基づき、一定基準を満たし、**女性の活躍促進**に関する状況などが優良な企業を認定する制度です。

認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができ、この認定マークを活用することにより、女性の活躍が進んでいる企業として、**企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながる**などといったメリットがあります。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



●女性活躍推進に関わる支援について

厚生労働省の委託事業として設置されている**女性活躍推進センター**では、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定やえるぼし認定について知りたい、女性活躍推進に向けてどのように取り組めばよいのか分からない等の悩みがある企業に対し、オンライン説明会や相談会、専門アドバイザーによるコンサルティング支援等、全面的なサポートを「**無料**」で行っていますので積極的に活用しましょう！

お問い合わせ先
運営事務局 ランゲート株式会社「女性活躍推進センター」
電話番号：075-741-7862 平日 午前9時～午後6時
E-Mail：info@mb.joseikatsuyaku.jp
URL: <https://www.joseikatsuyaku.jp/index.html>



令和5年度「藤沢まちゼミ」の開催・参加者募集

藤沢まちゼミは、「美容・健康・身体」「つくる」「まなぶ」などの様々なジャンルで、藤沢市内のお店の方が講師となって、プロならではの知識やテクニックなどを少人数で楽しく学べる講座です。是非この機会に、普段から気になっている商店街（店舗）の魅力を体験してみてください。

【参加募集期間】 9月1日（金）～30日（土）

【開催期間】 10月1日（日）～31日（火）

【開催場所】 藤沢市内の商店街の各店舗

【費用】 無料

（一部材料費等がかかる場合があります。）

【問い合わせ】

（一社）藤沢市商店会連合会

T E L 0466-23-3536

F A X 0466-28-7241

E-Mail : shouren@cityfujisawa.ne.jp

【申込方法等】

申込方法、参加店舗、講座内容など詳細については、藤沢まちゼミのホームページをご覧ください。

<https://fujisawamachizemi.jp/>



2024年4月から時間外労働の上限規制が適用されます！

建設業で働く方、トラック・バス・タクシードライバーは、インフラを守り、物流・生活交通を支えるために、私たちの暮らしになくてはならない存在です。その一方で、他の業種に比べ残業が多い実態があることから、働き方改革が急務となっています。そのため、建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師についても、働く方の健康を守るため、**2024年4月から、「時間外労働の上限規制」が適用されます。**

「時間外労働の上限規制」とは

残業時間に上限を設け、過度の残業をなくし、働く方の健康を確保するようにするためのものです。自動車運転の業務、建設の事業、医業に従事する医師以外では、2019年4月（大企業）又は2020年4月（中小企業）から既に適用が開始されています。

残業時間の上限は、**原則として月45時間・年360時間**とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

長時間労働の解消などによる労働環境の改善により、働く人、**一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすること**を目指しましょう！

適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト（厚生労働省）

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/index.html>

働き方改革 特設サイト（厚生労働省）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/overtime.html>

時間外労働上限規制



働き方改革



参加費無料

人材不足解消セミナー

～事業者が今すぐできる採用・教育の見直しとは？～

【セミナー講師】

株式会社ジェイック

取締役 知見寺直樹氏

2市1町（藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）が連携し、セミナーを開催します。

日時	10月12日（木）10:00～11:30
場所	茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 会議室2・3
募集期間	2023年9月1日（金）～10月6日（金）
対象者 定員	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町内の中小企業者 等（業種は問わない） 30人（先着順）

【申込方法】

下記申込フォームよりお申し込みください。（公財）湘南産業振興財団へ、電話、FAX、Eメール等により申し込みも可。（電話受付時間は平日 午前9時～午後5時）

- 申込フォームは
こちら



※詳しくは、ホームページ（<https://www.shonan.or.jp/scns/2989>）をご覧ください。



◆お問い合わせ・申込先

（公財）湘南産業振興財団
藤沢市藤沢607-1

TEL 0466-21-3811

FAX 0466-24-4500

E-mail conso@cityfujisawa.ne.jp

勤労ふじさわはLINEでも配信しています

簡単スリーステップで登録できます

友達登録は
こちらから

1. LINEアプリにて、藤沢市公式LINEを友達登録
 2. 基本メニューから受信設定をタップ
 3. 「しごと産業」にチェックを入れる
- https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/dxs/line_fujisawacity.html

